

三田市手数料条例新旧対照表

現行	改正案																				
<p>第1条～第6条 省略 別表(第2条関係) (1)～(30)の9 省略</p>	<p>第1条～第6条 省略 別表(第2条関係) (1)～(30)の9 省略 <u>(30)の10 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この号から第30号の17までにおいて「法」という。)第53条第1項の規定に基づく低炭素化のための建築物の新築等に関する計画(以下この号から第30号の18までにおいて「新築等計画」という。)で、一戸建ての住宅以外の住宅の住戸又は一戸建ての住宅(以下この号、次号及び第30号の18において「住戸等」という。)に係る新築等計画の認定の申請に対する審査手数料(以下この号から第30号の18までにおいて「新築等計画認定申請手数料」という。)</u></p> <table border="1" data-bbox="1205 603 2072 1093"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住戸等の床面積の合計が150平方メートル以内のもの</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>住戸等の床面積の合計が150平方メートルを超え400平方メートル以内のもの</td> <td>80,000円</td> </tr> <tr> <td>住戸等の床面積の合計が400平方メートルを超え800平方メートル以内のもの</td> <td>113,000円</td> </tr> <tr> <td>住戸等の床面積の合計が800平方メートルを超え2,100平方メートル以内のもの</td> <td>172,000円</td> </tr> <tr> <td>住戸等の床面積の合計が2,100平方メートルを超え4,100平方メートル以内のもの</td> <td>239,000円</td> </tr> <tr> <td>住戸等の床面積の合計が4,100平方メートルを超え8,300平方メートル以内のもの</td> <td>334,000円</td> </tr> <tr> <td>住戸等の床面積の合計が8,300平方メートルを超え16,500平方メートル以内のもの</td> <td>457,000円</td> </tr> <tr> <td>住戸等の床面積の合計が16,500平方メートルを超え24,750平方メートル以内のもの</td> <td>590,000円</td> </tr> <tr> <td>住戸等の床面積の合計が24,750平方メートルを超えるもの</td> <td>716,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 ア <u>法第55条第1項の規定に基づく新築等計画の変更の認定の申請をする場合の審査手数料(以下この号から第30号の18までにおいて「新築等計画変更認定申請手数料」という。)の額は、新築等計画に係る住戸等の変更しようとする部分の床面積に応じた額とする。</u> イ <u>新築等計画の認定の申請に法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合又は新築等計画の変更の認定の申請に法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合における新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料</u></p>	区分	手数料の額	住戸等の床面積の合計が150平方メートル以内のもの	40,000円	住戸等の床面積の合計が150平方メートルを超え400平方メートル以内のもの	80,000円	住戸等の床面積の合計が400平方メートルを超え800平方メートル以内のもの	113,000円	住戸等の床面積の合計が800平方メートルを超え2,100平方メートル以内のもの	172,000円	住戸等の床面積の合計が2,100平方メートルを超え4,100平方メートル以内のもの	239,000円	住戸等の床面積の合計が4,100平方メートルを超え8,300平方メートル以内のもの	334,000円	住戸等の床面積の合計が8,300平方メートルを超え16,500平方メートル以内のもの	457,000円	住戸等の床面積の合計が16,500平方メートルを超え24,750平方メートル以内のもの	590,000円	住戸等の床面積の合計が24,750平方メートルを超えるもの	716,000円
区分	手数料の額																				
住戸等の床面積の合計が150平方メートル以内のもの	40,000円																				
住戸等の床面積の合計が150平方メートルを超え400平方メートル以内のもの	80,000円																				
住戸等の床面積の合計が400平方メートルを超え800平方メートル以内のもの	113,000円																				
住戸等の床面積の合計が800平方メートルを超え2,100平方メートル以内のもの	172,000円																				
住戸等の床面積の合計が2,100平方メートルを超え4,100平方メートル以内のもの	239,000円																				
住戸等の床面積の合計が4,100平方メートルを超え8,300平方メートル以内のもの	334,000円																				
住戸等の床面積の合計が8,300平方メートルを超え16,500平方メートル以内のもの	457,000円																				
住戸等の床面積の合計が16,500平方メートルを超え24,750平方メートル以内のもの	590,000円																				
住戸等の床面積の合計が24,750平方メートルを超えるもの	716,000円																				

料の額は、第 62 号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)から(ウ)までに掲げる額を加算した額)を加算した額とする。

(ア) 新築等計画に建築基準法第 6 条第 5 項に規定する構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合 当該構造計算適合性判定に係る第 62 号の 2 に規定する構造計算適合性判定手数料の金額に相当する額に消費税及び地方消費税を加えた額

(イ) 新築等計画に建築基準法第 87 条の 2 に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第 63 号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(ウ) 新築等計画に建築基準法第 88 条第 1 項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第 64 号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(30)の 11 新築等計画の認定の申請に対する審査で、市長が定める機関により作成された法第 54 条第 1 項第 1 号に規定する基準に適合する新築等計画であると認める旨の書類(以下第 30 号の 13、第 30 号の 15 及び第 30 号の 17 において「適合証」という。)が添付されている住戸等に係る新築等計画認定申請手数料

区分	手数料の額
住戸等の床面積の合計が 150 平方メートル以内のもの	7,300 円
住戸等の床面積の合計が 150 平方メートルを超え 400 平方メートル以内のもの	13,000 円
住戸等の床面積の合計が 400 平方メートルを超え 800 平方メートル以内のもの	23,000 円
住戸等の床面積の合計が 800 平方メートルを超え 2,100 平方メートル以内のもの	50,000 円
住戸等の床面積の合計が 2,100 平方メートルを超え 4,100 平方メートル以内のもの	70,000 円
住戸等の床面積の合計が 4,100 平方メートルを超え 8,300 平方メートル以内のもの	109,000 円
住戸等の床面積の合計が 8,300 平方メートルを超え 16,500 平方メートル以内のもの	174,000 円
住戸等の床面積の合計が 16,500 平方メートルを超え 24,750 平方メートル以内のもの	211,000 円
住戸等の床面積の合計が 24,750 平方メートルを超えるもの	252,000 円

備考

ア 法第 55 条第 1 項の規定に基づく新築等計画変更認定申請手数料の

額は、新築等計画に係る住戸等の変更しようとする部分の床面積に応じた額とする。

イ 新築等計画の認定の申請に法第 54 条第 2 項の規定による申出が含まれる場合又は新築等計画の変更の認定の申請に法第 55 条第 2 項において準用する法第 54 条第 2 項の規定による申出が含まれる場合における新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料の額は、第 62 号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)から(ウ)までに掲げる額を加算した額)を加算した額とする。

(ア) 新築等計画に建築基準法第 6 条第 5 項に規定する構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合 当該構造計算適合性判定に係る第 62 号の 2 に規定する構造計算適合性判定手数料の金額に相当する額に消費税及び地方消費税を加えた額

(イ) 新築等計画に建築基準法第 87 条の 2 に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第 63 号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(ウ) 新築等計画に建築基準法第 88 条第 1 項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第 64 号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(30)の 12 新築等計画の認定の申請に対する審査で、一戸建ての住宅以外の建築物(以下この号から第 30 号の 18 までにおいて「建築物」という。)の住戸の部分に係る新築等計画認定申請手数料

区分	手数料の額
建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が 150 平方メートル以内のもの	40,000 円
建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が 150 平方メートルを超え 400 平方メートル以内のもの	80,000 円
建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が 400 平方メートルを超え 800 平方メートル以内のもの	113,000 円
建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が 800 平方メートルを超え 2,100 平方メートル以内のもの	172,000 円
建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が 2,100 平方メートルを超え 4,100 平方メートル以内のもの	239,000 円
建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が 4,100 平方メートルを超え 8,300 平方メートル以内のもの	334,000 円
建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が 8,300 平方メートルを超え 16,500 平方メートル以内のもの	457,000 円

建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が 16,500 平方メートルを超え 24,750 平方メートル以内のもの	590,000 円
建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が 24,750 平方メートルを超えるもの	716,000 円

備考

ア 法第 55 条第 1 項の規定に基づく新築等計画変更認定申請手数料の額は、新築等計画に係る建築物の住戸の部分の変更しようとする部分の床面積に応じた額とする。

イ 新築等計画の認定の申請に法第 54 条第 2 項の規定による申出が含まれる場合又は新築等計画の変更の認定の申請に法第 55 条第 2 項において準用する法第 54 条第 2 項の規定による申出が含まれる場合における新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料の額は、第 62 号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)から(ウ)までに掲げる額を加算した額)を加算した額とする。

(ア) 新築等計画に建築基準法第 6 条第 5 項に規定する構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合 当該構造計算適合性判定に係る第 62 号の 2 に規定する構造計算適合性判定手数料の金額に相当する額に消費税及び地方消費税を加えた額

(イ) 新築等計画に建築基準法第 87 条の 2 に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第 63 号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(ウ) 新築等計画に建築基準法第 88 条第 1 項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第 64 号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(30)の 13 新築等計画の認定の申請に対する審査で、市長が定める機関により作成された適合証が添付されている建築物の住戸の部分に係る新築等計画認定申請手数料

区分	手数料の額
建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が 150 平方メートル以内のもの	7,300 円
建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が 150 平方メートルを超え 400 平方メートル以内のもの	13,000 円
建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が 400 平方メートルを超え 800 平方メートル以内のもの	23,000 円

建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が 800 平方メートルを超え 2,100 平方メートル以内のもの	50,000 円
建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が 2,100 平方メートルを超え 4,100 平方メートル以内のもの	70,000 円
建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が 4,100 平方メートルを超え 8,300 平方メートル以内のもの	109,000 円
建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が 8,300 平方メートルを超え 16,500 平方メートル以内のもの	174,000 円
建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が 16,500 平方メートルを超え 24,750 平方メートル以内のもの	211,000 円
建築物の住戸の部分に係る床面積の合計が 24,750 平方メートルを超えるもの	252,000 円

備考

ア 法第 55 条第 1 項の規定に基づく新築等計画変更認定申請手数料の額は、新築等計画に係る建築物の住戸の部分の変更しようとする部分の床面積に応じた額とする。

イ 新築等計画の認定の申請に法第 54 条第 2 項の規定による申出が含まれる場合又は新築等計画の変更の認定の申請に法第 55 条第 2 項において準用する法第 54 条第 2 項の規定による申出が含まれる場合における新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料の額は、第 62 号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)から(ウ)までに掲げる額を加算した額)を加算した額とする。

(ア) 新築等計画に建築基準法第 6 条第 5 項に規定する構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合 当該構造計算適合性判定に係る第 62 号の 2 に規定する構造計算適合性判定手数料の金額に相当する額に消費税及び地方消費税を加えた額

(イ) 新築等計画に建築基準法第 87 条の 2 に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第 63 号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(ウ) 新築等計画に建築基準法第 88 条第 1 項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第 64 号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(30)の 14 新築等計画の認定の申請に対する審査で、共同住宅の廊下、階段その他共用に供されるべき部分(以下この号から第 30 号の 16 までにおいて「建築物の共用部分」という。)に係る新築等計画認定申請手数料

区分	手数料の額
建築物の共用部分に係る床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	124,000 円
建築物の共用部分に係る床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	208,000 円
建築物の共用部分に係る床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	333,000 円
建築物の共用部分に係る床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	422,000 円
建築物の共用部分に係る床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	513,000 円
建築物の共用部分に係る床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの	621,000 円

備考

ア 法第 55 条第 1 項の規定に基づく新築等計画変更認定申請手数料の額は、新築等計画に係る建築物の共用部分の変更しようとする部分の床面積に応じた額とする。

イ 新築等計画の認定の申請に法第 54 条第 2 項の規定による申出が含まれる場合又は新築等計画の変更の認定の申請に法第 55 条第 2 項において準用する法第 54 条第 2 項の規定による申出が含まれる場合における新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料の額は、第 62 号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)から(ウ)までに掲げる額を加算した額)を加算した額とする。

(ア) 新築等計画に建築基準法第 6 条第 5 項に規定する構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合 当該構造計算適合性判定に係る第 62 号の 2 に規定する構造計算適合性判定手数料の金額に相当する額に消費税及び地方消費税を加えた額

(イ) 新築等計画に建築基準法第 87 条の 2 に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第 63 号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(ウ) 新築等計画に建築基準法第 88 条第 1 項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第 64 号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(30)の 15 新築等計画の認定の申請に対する審査で、市長が定める機関により作成された適合証が添付されている建築物の共用部分に係る新築等計画

### 認定申請手数料

区分	手数料の額
建築物の共用部分に係る床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの	13,000 円
建築物の共用部分に係る床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの	37,000 円
建築物の共用部分に係る床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	109,000 円
建築物の共用部分に係る床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	162,000 円
建築物の共用部分に係る床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの	211,000 円
建築物の共用部分に係る床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの	285,000 円

### 備考

ア 法第 55 条第 1 項の規定に基づく新築等計画変更認定申請手数料の額は、新築等計画に係る建築物の共用部分の変更しようとする部分の床面積に応じた額とする。

イ 新築等計画の認定の申請に法第 54 条第 2 項の規定による申出が含まれる場合又は新築等計画の変更の認定の申請に法第 55 条第 2 項において準用する法第 54 条第 2 項の規定による申出が含まれる場合における新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料の額は、第 62 号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)から(ウ)までに掲げる額を加算した額)を加算した額とする。

(ア) 新築等計画に建築基準法第 6 条第 5 項に規定する構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合 当該構造計算適合性判定に係る第 62 号の 2 に規定する構造計算適合性判定手数料の金額に相当する額に消費税及び地方消費税を加えた額

(イ) 新築等計画に建築基準法第 87 条の 2 に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第 63 号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(ウ) 新築等計画に建築基準法第 88 条第 1 項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第 64 号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(30)の 16 新築等計画の認定の申請に対する審査で、建築物の住戸の部分及び建築物の共用部分以外の部分(以下この号及び次号において「建築物の非

住宅部分」という。)に係る新築等計画認定申請手数料

区分	手数料の額
建築物の非住宅部分に係る床面積の合計が300平方メートル以内のもの	272,000円
建築物の非住宅部分に係る床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	436,000円
建築物の非住宅部分に係る床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	631,000円
建築物の非住宅部分に係る床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	769,000円
建築物の非住宅部分に係る床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	915,000円
建築物の非住宅部分に係る床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	1,069,000円

備考

ア 法第55条第1項の規定に基づく新築等計画変更認定申請手数料の額は、新築等計画に係る建築物の非住宅部分の変更しようとする部分の床面積に応じた額とする。

イ 新築等計画に係る建築物の非住宅部分に工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの(以下この号及び次号において「工場等」という。)が含まれる場合においては、当該建築物に係る新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料の額は、当該工場等の部分を共用部分とみなして第30号の14の表において算定するものとする。この場合において、当該建築物に共用部分があるときは、当該共用部分の床面積と当該工場等の床面積は区分して算定するものとする。

ウ 新築等計画の認定の申請に法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合又は新築等計画の変更の認定の申請に法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合における新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)から(ウ)までに掲げる額を加算した額)を加算した額とする。

(ア) 新築等計画に建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合 当該構造計算適合性判定に係る第62号の2に規定する構造計算適合性判定手数料の金額に相当する額に消費税及び地方消費税を加えた額



(イ) 新築等計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(ウ) 新築等計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(30)の17 新築等計画の認定の申請に対する審査で、市長が定める機関により作成された適合証が添付されている建築物の非住宅部分に係る新築等計画認定申請手数料

区分	手数料の額
建築物の非住宅部分に係る床面積の合計が300平方メートル以内のもの	13,000円
建築物の非住宅部分に係る床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	37,000円
建築物の非住宅部分に係る床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	109,000円
建築物の非住宅部分に係る床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	162,000円
建築物の非住宅部分に係る床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの	211,000円
建築物の非住宅部分に係る床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	285,000円

備考

ア 法第55条第1項の規定に基づく新築等計画変更認定申請手数料の額は、新築等計画に係る建築物の非住宅部分の変更しようとする部分の床面積に応じた額とする。

イ 新築等計画に係る建築物の非住宅部分に工場等が含まれる場合においては、当該建築物に係る新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料の額は、当該工場等の部分を共用部分とみなして第30号の15の表において算定するものとする。この場合において、当該建築物に共用部分があるときは、当該共用部分の床面積と当該工場等の床面積は区分して算定するものとする。

ウ 新築等計画の認定の申請に法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合又は新築等計画の変更の認定の申請に法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出が含まれる場合における新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料の額は、第62号に規定する建築物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額(次の(ア)から(ウ)までに掲げる場合

にあつては、当該額にそれぞれ次の(ア)から(ウ)までに掲げる額を加算した額)を加算した額とする。

(ア) 新築等計画に建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合 当該構造計算適合性判定に係る第62号の2に規定する構造計算適合性判定手数料の金額に相当する額に消費税及び地方消費税を加えた額

(イ) 新築等計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る第63号に規定する建築設備に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(ウ) 新築等計画に建築基準法第88条第1項に規定する工作物に係る部分が含まれる場合 当該工作物に係る第64号に規定する工作物に関する確認申請手数料又は計画通知手数料の金額に相当する額

(30)の18 新築等計画の認定の申請に対する審査で、住戸等に係る新築等計画の認定と当該住戸を含む建築物に係る新築等計画の認定を併せて申請する場合における新築等計画認定申請手数料又は新築等計画変更認定申請手数料の額は、第30号の12から前号までに規定する建築物に係る新築等計画である場合における手数料の額とする。

以下省略

以下省略